

高齢者と障害者の入浴サービス事業再開

問 【高齢者関係】 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888
【障害者関係】 福祉課社会福祉係 ☎(95)9884

新型コロナウイルス感染拡大防止ため、あおいパークやサン・ビレッジ衣浦、東部市民プラザ内高齢者元気ッス館の入浴サービスを休業していましたが、6月2日より再開しました。それにあわせて、高齢者および障害者の入浴サービス事業も再開しました。

また、入浴サービス高齢者優待券および障害者優待券の取り扱いを、以下のとおり変更します。

令和2年度入浴サービス高齢者優待券および障害者優待券

- ・有効期限は、入浴優待券には令和3年3月31日(水)までと記載されていますが、**令和3年5月30日(日)まで利用可能に変更**します。
- ・受け取り期間は、現行どおり令和3年3月31日(水)までです。



国保税の第1期の納期限は7月31日(金)

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国保税の納付をお願いします

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いの仕組みが成り立たなくなります。納期限内に忘れずに納めましょう。

納付は簡単便利な口座振替で

国保税は、原則口座振替による納付をお願いしています。口座振替を希望する人は通帳と銀行届出印を持参し、市内金融機関または国保年金課の窓口にお越しください。最短で申込日の2か月後に到来する納期分より引き落としが始まります。口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証で窓口負担が軽くなります

限度額適用認定証などは前年中の所得に応じて自己負担限度額を決定するため、毎年8月に最新の所得情報で更新されます。限度額適用認定証が必要な場合は、国保年金課で申請してください。

※別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

●限度額適用認定証とは 医療費の窓口負担が自己負担限度額（食事代や差額ベッド代などを除く）までとなる認定証です。国保税を滞納していると限度額適用認定証の交付は受けられません。

●標準負担額減額認定証とは 入院時食事代の自己負担分が減額される認定証です。市民税非課税世帯のみ発行できます。

高齢受給者証の更新（今年は白色の証です）

70～74歳の人の高齢受給者証は、前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を決定するため、毎年8月に更新されます。7月下旬に新しい高齢受給者証（白色）を自宅に郵送します。内容を確認し大切に保管してください。

●高齢受給者証とは 医療機関に支払う自己負担割合を記載したもので、受診する際に保険証と高齢受給者証の両方を窓口で提示してください。

非自発的失業者の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなど非自発的な理由で失業した人の国民健康保険税を軽減する制度があります。対象者の前年給与所得を、100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

※昨年度申請済みの人は今年度の申請は不要です。

手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給者証

マイナンバーを用いた検索結果により、非自発的失業者の軽減を受けることができると確認できた場合には、雇用保険受給資格者証がなくても手続きすることができます。詳しくはお問い合わせください。